

平成31年度事業計画

(平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで)

第1 事業方針

リーマンショックや東日本大震災の後、一時期減少傾向にあった本県在住の外国籍県民は、ベトナムからの技能実習生の急増等により増加に転じ、平成30年6月末現在で13,521人(※)と過去最多となった。(※法務省ホームページ在留外国人統計より)

また、東京オリンピック・パラリンピック2020の野球・ソフトボールの福島県内での一部開催の決定、国内の聖火リレーの本県出発の決定、県内市町村のホストタウン登録による交流の活性化、県・市町村や観光事業者等の誘客の取り組みなどにより、今後インバウンドの増加が期待されている。

国においては、平成30年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2018」(いわゆる「骨太の方針2018」)を閣議決定、同12月には平成31年4月から施行となる改正入国管理法が成立し、最大で34万人余りの外国人労働者を受け入れるという方針の下に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が示された。

このように、社会の潮流が大きく変化する中、「第5期運営基本計画(平成28年度～平成32年度)」の4年目を迎える平成31年度(2019年度)は、基本方針に基づく各種事業を引き続き着実に実行するとともに、地域の多文化共生の推進が一層求められる新たな情勢に柔軟に対応するため、主に下記について重点的に取り組んでいくこととする。

1 在住外国人アンケートの実施

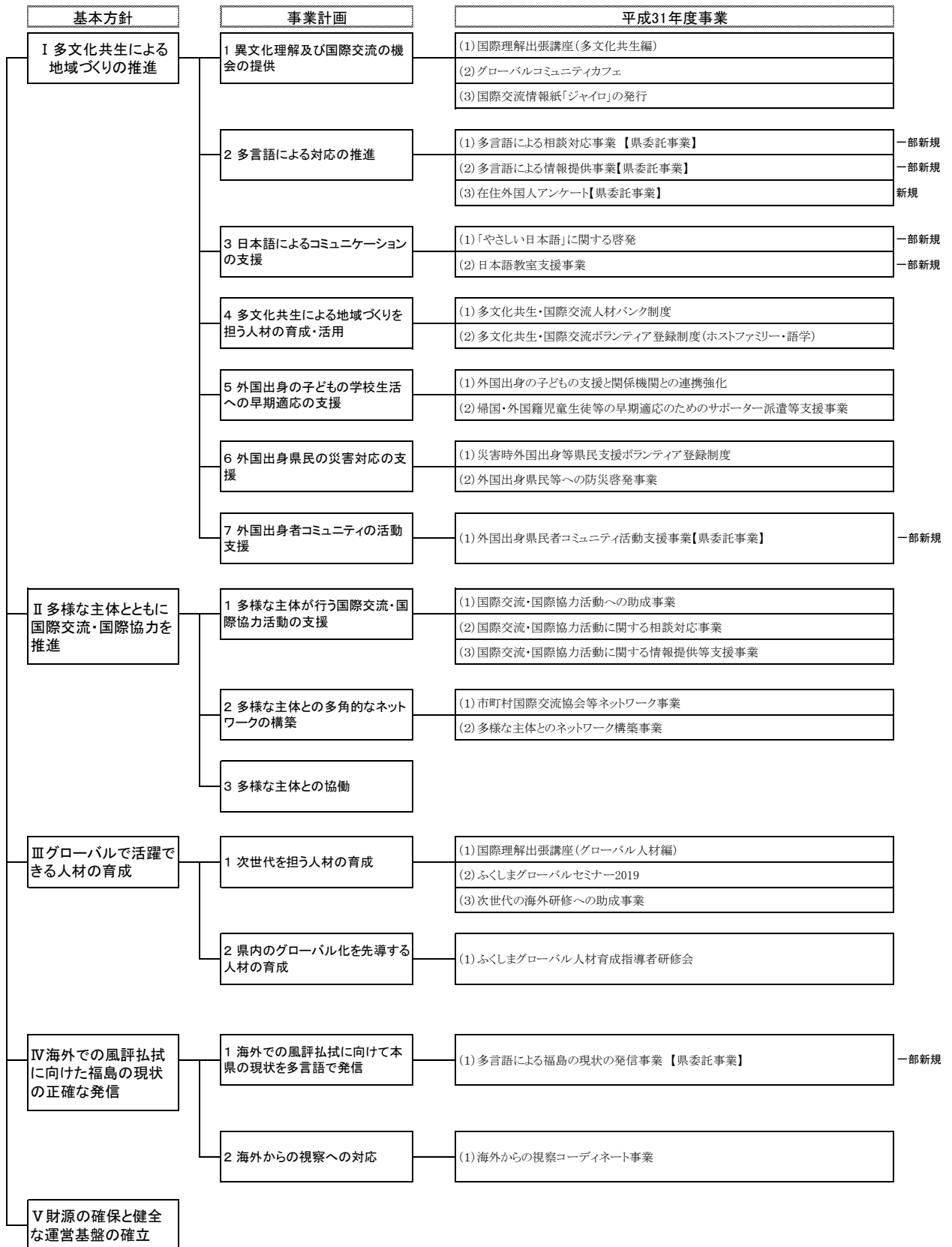
本県在住の外国籍住民を対象として生活全般に係るアンケートを実施し、ニーズや課題の把握、10年前に実施した前回調査との状況変化の比較分析等を行う。

2 多言語による相談体制の拡充

県内在住ベトナム人の増加等、県内在住外国籍住民の状況の変化に対応するため、当協会相談窓口に、新たにベトナム語通訳員を配置する等、相談体制及び情報発信の多言語化の拡充を図る。

第2 事業体系

第5期運営基本計画における平成31年度事業



第3 事業計画

基本方針1 多文化共生による地域づくりを推進します。

互いの文化の違い等を理解し対等な関係で尊重し合い、共に生きる地域社会の実現を目指します。

外国出身県民を含めた県民誰もが住みやすいと感じ、その能力を生かして地域社会の一員として活躍できる環境を整備します。

【数値目標】※ 外国出身のサポーターの延べ活動人数

(単位：人)

	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度	平成32年度
延べ 活動人数	60 (49)	75 (50)	90 (29)	105	120

※数値目標は、当協会第5次運営基本計画（平成28年度～32年度）に基づく。

1 異文化理解および国際交流の機会を提供する事業

(1) 国際理解出張講座（多文化共生編）

県民のグローバル意識を醸成するため、県内の公民館やNPO法人等非営利団体など多様な主体が主催する事業の要請に応じて出向き、文化の多様性、外国人の人権、環境問題、世界の貿易格差などをテーマとした多彩な講座を実施する。

(2) グローバルコミュニティカフェ

当協会国際交流員や外国出身県民と英会話を通じて、県民の外国の言語や社会、文化等への理解を深めるため英語コミュニケーションコースを月2回程度実施する。また、新たに多言語コミュニケーションコースとして、親子を対象とした多言語による絵本の読み聞かせを年3回程度実施する。

なお、昨年度に引き続き、年3回程度のグローバルコミュニティカフェ（多言語コミュニケーションコース及び英語コミュニケーションコース）は、県内の市町村国際交流協会等と連携し当該市町村において実施する。

(3) 国際交流広報紙「ジャイロ」の発行

県内の国際交流に関する様々な取組や情報を盛り込んだ国際交流広報紙「ジャイロ」を年2回（各5,000部）発行する。

2 多言語による対応を推進する事業

(1) 多言語による相談対応事業 《県委託事業》【一部新規】

行政サービス等生活に関連する外国出身県民からの様々な問合せに対し、従来の日本語、中国語、英語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語に、新たにベトナム語を加えて対応する。また要望があった場合には、行政機関が実施する各種相談会等に出向いて通訳を行う。

さらに、新たな相談体制を周知するためのニューズレター等を作成し、広く関係機関・者に配布する。

(2) 多言語による情報提供事業 《県委託事業》【一部新規】

外国出身県民の本県での暮らしをサポートするため、当協会ホームページやフェイスブック等のSNSを活用し、中国語、英語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、やさしい日本語に新たにベトナム語を加えて地域のイベント情報や身近な生活情報を提供する。

また、ホームページについては、英語ページ及び中国語ページ利用者の利便性の向上を図るため、引き続きスマートフォン対応ページの運営を行う。

(3) 在住外国人アンケート《県委託事業》【新規】

本県在住の外国籍住民を対象として、生活全般に係るアンケートを実施し、生活者としての外国人のニーズや課題を把握する。なお、前回調査時からの状況変化などを含めた分析を行い、今後の有効な施策推進の一助とする。

3 日本語によるコミュニケーションを支援する事業

(1) 「やさしい日本語」に関する啓発【一部新規】

外国出身県民に対する日本語による情報提供と地域住民とのコミュニケーションの円滑化を推進するため、「やさしい日本語」の周知を図るリーフレットを作成する。また、県内各地で実施される国際交流イベントや研修会等の様々な機会をとらえて、「やさしい日本語」のワークショップ等の実施により、県民に対し意識啓発等を図る。

(2) 日本語教室支援事業【一部新規】

県内の日本語教室間のネットワークをさらに強化するため、共通の課題等について情

報・意見交換等を行う会議を開催する。

文化庁事業を契機に立ち上がった日本語教室について状況把握に努めるとともに、安定した教室運営をサポートしていく。

さらに、日本語教室が未開設の地域については、先行事例のノウハウを紹介する等日本語教室の開設に向けた情報提供を行う。

4 多文化共生による地域づくりを担う人材を育成・活用する事業

(1) 多文化共生・国際交流人材バンク制度

多文化共生による地域づくり及び国際交流活動を推進するため、一定の能力を有する通訳及び翻訳、国際理解講座等の講師及び外国の子どもの早期適応等に向けた支援を行う人材からなる「多文化共生・国際交流人材バンク制度」の登録者を広く募集するとともに、多様な主体からの登録者紹介の依頼に応じ、活動の機会を提供する。

また、登録者の資質の向上とモチベーションの維持を図るため、登録者を対象にスキルアップ研修会を実施する。

(2) 多文化共生・国際交流ボランティア登録制度（ホストファミリー・語学）

短期間のホームステイの受入れや軽易な通訳や簡易な翻訳を行うボランティアの登録制度の登録者を広く募集するとともに、多様な主体からの活動依頼に対応する。

5 外国出身の子どもの学校生活への早期適応を支援する事業

(1) 外国出身の子どもの支援と関係機関との連携強化

外国出身の子どもの支援するための相談対応、情報提供、日本語テキスト等の教材の貸出し等を行う「ふくしま外国の子どもサポートセンター」を引き続き適切に運営する。また、「ふくしま外国の子ども支援団体連絡会」の事務局として、年1回の連絡会議等の開催や定期的なメールでの関係情報発信などを通じて、外国の子どもの支援の充実と関係団体等間の連携強化を図る。

(2) 帰国・外国籍児童生徒等の早期適応のためのサポーター派遣等支援事業

市町村教育委員会等からの要請により、必要に応じて外国の子どもの学校生活への早期適応を目的としたサポーターの派遣又は紹介を行う。

6 外国出身県民の災害対応を支援する事業

(1) 災害時外国出身県民等支援ボランティア登録制度

被災地等において、外国出身県民等に対し、通訳・翻訳による情報収集、提供等を行うボランティアの登録制度の登録者を広く募集し、災害時における市町村等の要請に備える。

また、登録者の資質の向上とモチベーションの維持を図るため、登録者等を対象に研修会を実施する。

(2) 外国出身県民等への防災啓発事業

外国出身県民等の防災意識の向上を図るため、外国出身県民等を対象に防災講座を実施する。

また、県が主催する福島県総合防災訓練に外国出身者や災害時外国出身県民等支援ボランティアとともに参加し、地域住民に対する災害時における外国出身県民等への配慮への理解を促進するため、防災訓練の中で、避難所における通訳・翻訳ブースの設置訓練や会場内掲示物の翻訳等を行う。

7 外国出身者コミュニティの活動を支援する事業

(1) 外国出身者コミュニティ活動支援事業《県委託事業》【一部新規】

外国出身者コミュニティの希望に応じて同胞者等を対象とした講座の実施等の事業を協働で実施する。また外国出身者コミュニティが事業を行う際、事業企画へのアドバイスや関係機関との橋渡しなど実施に向けたサポートを行う。また、県内に潜在しているコミュニティの発掘を継続して行う。

基本方針2 多様な主体[※]とともに国際交流・国際協力活動を推進します。

※ 県及び市町村、公益法人、NPO法人等非営利団体を指す。また、営利団体が行う社会貢献活動等を含む。

県、市町村、公益法人、NPO等様々な主体と密に情報共有を行い、ネットワークを構築します。

さらに、各主体と連携・協働して、様々な国際交流・国際協力活動を効果的に行います。

【数値目標】 多様な主体からの国際交流・国際協力活動に関わる相談件数

(単位：件)

	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度	平成 32 年度
相談件数	200 (223)	225 (272)	250 (170)	275	300

1 多様な主体が行う国際交流・国際協力活動を支援する事業

(1) 国際交流・国際協力活動への助成事業

多様な主体が行う国際交流・国際協力活動に対して、その経費の一部を助成する。

(2) 国際交流・国際協力活動に関する相談対応事業

これまでに蓄積した人的資源の情報や把握している様々なリソース・ノウハウを活かし、多様な主体が行う国際交流・国際協力活動に関する相談に適切に対応する。

(3) 国際交流・国際協力活動に関する情報提供等支援事業

県民の国際交流・国際協力活動への関心を高め、また、イベント等への参加を促すため、多様な主体が行う国際交流・国際協力に関わる情報や、県内の国際交流・国際協力活動を行う非営利団体等の連絡先、目的、活動状況等の基本情報を収集し、ホームページや SNS を通じて広く情報提供する。

また、国際交流・国際協力活動を行う様々な主体に対し、各種研修会の情報等を提供し、団体の人材育成に繋げる。

2 多様な主体との多角的なネットワークを構築する事業

(1) 市町村国際交流協会等ネットワーク事業

県内の市町村国際交流協会等間と共通の課題等について情報・意見交換等を行うため、ネットワーク会議等を開催し、さらなる連携強化を図る。

また、各地域での国際交流活動の充実に繋げるため、市町村国際交流協会等に定期的にメールで国際交流に関する情報を発信する。

(2) 多様な主体とのネットワーク構築事業

多様な主体の主催事業への参加等を通し、当協会とのネットワークの強化を図る。

基本方針3 グローバル社会で活躍できる人材を育成します。

次世代を担う若い世代や人材育成を行う指導者等を対象に、幅広い知識や能力を習得する機会を提供し、グローバル社会で活躍する国際性豊かな人材を育成します。

【数値目標】 県内のグローバル化を先導する人材の累積育成数

(単位：人)

	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度	平成 32 年度
累積育成数	30 (41)	60 (65)	90 (124)	120	150

1 次世代を担う人材を育成する事業

(1) 国際理解出張講座（グローバル人材編）

若い世代に対し、環境や貧困など世界規模の課題や、様々な価値観を持つ人々とのコミュニケーション、異文化適応等について学ぶ機会を提供するため、県内の学校等に出向いて参加型の講座を実施する。

(2) ふくしまグローバルセミナー 2019

福島県国際理解教育ネットワーク（構成団体：福島県、福島県教育委員会、JICA 二本松、当協会）の主催により、JICA 二本松訓練所において、県民を対象に異文化理解や国際協力、多文化共生等に関わる様々なテーマの講座からなる 1泊2日のセミナーを開催する。

(3) 次世代の海外研修への助成事業

若い世代が海外経験の機会を得ることができるよう、非営利の国際交流、協力団体等が主催する海外研修プログラムに参加する際の渡航経費の一部を助成する。

2 県内のグローバル化を先導する人材を育成する事業

(1) ふくしまグローバル人材育成指導者研修会

教育関係者や NGO 等を対象に、グローバル人材育成に携わる基礎編と応用編の研修会を実施する。

基本方針4 海外での風評の払拭に向けて、福島の状態を正確に伝えます。

特に海外で根強い風評を払拭するため、あらゆる機会をとらえて正確な情報を継続して発信するとともに、海外からの視察等を積極的に受け入れます。

【数値目標】 風評払拭に向けた多言語による情報発信回数

(単位：回)

	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度	平成 32 年度
情報発信回数	600 (369)	600 (576)	600 (570)	600	600

1 海外での風評払拭に向けて本県の状態を多言語で発信する事業

(1) 多言語による福島の状態の発信事業 《県委託事業》 【一部新規】

震災復興に向けた取組や県民の声などの福島の状態を 7 つの言語（日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語）で WEB 発行し、広く世界に発信する。

また、年 3 回は 3 つの言語（日本語、英語、中国語）でニューズレター「Fukushima NOW」（各回各言語 1,000 部）として紙媒体で発行する。

2 海外からの視察に対応する事業

(1) 海外からの視察コーディネート事業

国内外の多様な主体が主催する海外からの本県の視察交流について、その求めに応じコーディネートを行う。